

文学研究科史学専攻日本史学分野  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

第1条（目的）

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、史学専攻日本史学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第2条（学位の名称）

学位の名称は、「博士（史学）」とし、英語の名称は、” Ph. D. in History” とする。

第3条（資格審査の提起）

資格審査は、文学部人文社会学科日本史学専攻に所属する専任教員（以下、専攻スタッフと称する）1名の提起によって実施することができる。

第4条（研究の対象）

博士学位請求論文は、日本史学における諸分野を研究の対象とし、原則として日本語で執筆されたものとする。

第5条（博士学位請求論文の分量）

博士学位請求論文の分量は、註を含めて15万字程度を超えることを目安とする。

第6条（課程による博士学位請求論文の申請の資格要件）

大学院博士課程修了見込みの者または単位取得退学した者で博士課程進学から6年（留学ならびに休学の期間を除く）以内の者による博士学位請求論文の申請資格要件は次の通りである。

- ① 原則として、3本程度の学術論文を学術雑誌や学術書（論文集等）に発表しているか、または掲載が決定しており、うち1本以上が査読制度を持つ学外の学術誌に発表しているか、または掲載が決定している。
- ② 指導教授（または実質的に指導を担っている専攻スタッフ、以下同）の十分な論文指導を経ており、一貫したテーマを持つ学術論文として学位論文審査に耐える論文を執筆可能であると指導教授が認めている。
- ③ 博士学位請求論文の草稿を専攻スタッフ全員が査読のうえ協議し、原則として専攻スタッフ全員が申請に同意する。

#### 第7条（論文による博士学位請求論文の申請の資格要件）

第6条に該当しない者は、論文による博士学位請求論文の申請資格を有する。論文による博士学位請求論文の申請資格要件は次の通りである。

- ① 博士学位請求論文が申請者単著の学術論文として刊行されているものであれば、原則として刊行後2年以内のものである。
- ② 専攻スタッフのうち2名（うち1名は大学院文学研究科委員とする）が博士学位請求論文またはその草稿を査読し、一貫したテーマを持つ学術論文として学位論文審査に耐えるものと認めている。
- ③ 査読にあたった専攻スタッフ2名のうち1名が、申請者に大学院博士課程修了者と同等以上の学識があることを確認している。
- ④ 査読にあたった専攻スタッフ2名が査読の結果を専攻スタッフ全員に報告し、原則として専攻スタッフ全員が申請に同意する。

#### 第8条（審査委員会の構成）

本内規で定めた結果として大学院文学研究科に申請を認められた博士学位請求論文につき、文学研究科委員会の下で審査委員会を設置するにあたっては、専攻スタッフの文学研究科委員1名が主査を務めるほか、学内の教員1名または2名が副査を務めることとし、資格審査を提起した者がそのいずれかにあたる。このほか、学外から博士学位請求論文のテーマに応じた専門家を1名以上副査に加える。なお、主査または副査のうち1名が博士学位請求論文の申請者の学識確認を行うものとする。

#### 第9条（内規の改廃）

本内規は、原則として専攻スタッフ全員の合意によって改廃することができる。

以上